

九重町地熱資源の保護及び活用に関する条例をここに公布する。

平成27年12月18日

九重町長 坂本和昭

九重町条例第33号

九重町地熱資源の保護及び活用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、九重町における地熱発電事業に関する手続を定め、資源の持続可能な利用を図ることにより、環境保全及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 地熱発電事業を行おうとする者が、資源を活用する際には、環境、景観及び地域住民に十分配慮し、次世代に引き継ぐための持続可能なものとし、地域振興に資するよう行わなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境 自然環境及び地域住民の生活環境のことをいう。
- (2) 温泉 温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。
- (3) 事業者 地熱発電事業を行おうとする者をいう。
- (4) 対象事業 事業者による既存の温泉を利用若しくは井戸を新たに掘削、掘り替え若しくは増掘して行う地熱発電事業をいう。ただし、既存井を利用した事業で、事業実施前後において湧出量に変化を生じない事業並びに資源調査の結果から出力規模が決定し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項及び大分県環境影響評価条例(平成11年大分県条例第11号)第2条第4項に基づく環境影響評価の対象となる事業を除く。
- (5) 事業計画 事業候補地、事業実施体制、スケジュール及び事業者が行う既存泉源及び環境に与える影響を把握するためのモニタリング調査計画並びに影響に対する対処法並びにその他事業の内容が分かる計画をいう。

(町の責務)

第4条 町は、第2条に定める基本理念にのっとり、この条例の適正な運用が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業を行うに当たって、本条例を遵守するとともに、町長の同意を得

た事業計画を履行しなければならない。

- 2 事業者は、事業によって温泉資源や環境等に被害を及ぼすことがないように、自らの責任と負担において必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、進捗段階に応じて、町、地域住民、既存泉源所有者及びその他関係者に対して、あらかじめ事業内容及びその進捗状況を説明する機会を設けなければならない。
- 4 事業者は、温泉資源の保護に資するため、既存泉源等の状況を把握するためのモニタリングに努めなければならない。

(事業計画の提出)

第6条 事業者は、次に掲げる各号の行為を行う場合には、事前に町長に事業計画を提出し、町長から同意を得なければならない。この場合において、事業者は、各号の行為を行う日の90日前に事業計画を提出する旨を町長に通知し、60日前までに事業計画を提出しなければならない。

(1) 事業者が資源調査を行うとき(事業者が温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)(改正)(平成26年12月環境省自然環境局策定)中第三の2に定める地熱開発のための調査及びこれに準じるものを行うとき)

(2) 事業者が温泉法第3条又は11条の規定により大分県知事への申請を行うとき

(3) 事業者が発電設備の設置工事を行うとき

(4) 事業者が事業実施のために必要とされる法令等の手続きに関して町長の同意を必要とするとき

- 2 町長は、提出された事業計画について審査するため、前項により事業計画を提出した事業者に対し、必要と認められる情報を文書により提出することを求め、又、当該事業者の同意を得て現地調査を実施することができるものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により事業計画の提出を受けたときは、九重町地熱発電事業検討委員会に意見を求めるものとする。
- 4 町長は、前項に規定する委員会の意見を参酌して同意の可否を決定するものとする。
- 5 町長は、事業者が提出した事業計画が自治体境界の近傍又は隣接する自治体に及ぶときは、当該自治体との情報共有に努めるものとする。
- 6 町長は、同意を行う場合には、事業者に対して必要な条件を付すことができ、事業者は、当該条件を事業計画の内容に反映させなければならない。

(事業計画変更の同意)

第7条 事業者は、第6条第1項の同意を得た事業計画の内容に著しい変更が生じる場合は、変更後の事業計画(以下「変更事業計画」という)を町長に提出し、同意を得なければならない。この場合において、事業者は、変更が生じる日の90日前に変更事業計画を提出する旨を町長に提出し、60日前までに変更事業計画を提出しなければならない。

- 2 前条第2項から第6項までの規定は、前項の規定により変更事業計画書が提出された

場合において準用する。この場合において、前条第2項、第3項、第5項及び第6項中「事業計画」とあるのは「変更事業計画」と読み替えるものとする。

(同意書の取消)

第8条 町長は、第6条第1項の同意を得た事業計画（前条第1項の同意を得た変更事業計画を含む。）の内容に基づく事業が、既存の温泉資源や環境等に著しい影響を及ぼし、その他公益を害するおそれがあると認めるときは、当該同意を取り消すことができる。

(九重町地熱発電事業検討委員会の設置)

第9条 第6条第1項により提出された事業計画又は第7条第1項により提出された変更事業計画の調査審議を行うため、九重町地熱発電事業検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関する事項については、規則で定める。

(勧告)

第10条 町長は、事業者に対し、次の各号に掲げる措置をとることができる。

(1) 第6条第1項に規定する事業計画又は第7条に規定する変更事業計画を提出するよう勧告すること。

(2) 第6条第6項に規定する同意の条件に従うよう勧告すること。

(3) 必要に応じ文書による報告を求めること。

(4) 必要な立入調査を実施すること。

(勧告に従わない事業者に対する措置)

第11条 町長は、前条の措置に従わない事業者に対して、次に掲げる措置を行うことができる。

(1) 事業計画に対する同意の拒否

(2) 事業者の名称及び勧告内容の公表

(事業計画の公表)

第12条 町長は、基本理念にのっとり、資源の保全及び活用を推進するため、当該事業者の同意を得た上で、事業計画の次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 事業者名

(2) 事業場所

(3) 発電所の規模

(その他)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

九重町再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱

平成26年11月5日 九重町告示第92号

(目的)

第1条 この要綱は、九重町内における再生可能エネルギー発電設備設置事業に関し必要な基準を定め、その適正な実施を誘導することにより、環境保全と持続可能な資源活用を地域に応じた形で推進するとともに、関係者の調和を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する設備をいう。
- (2) 設置事業 発電設備設置事業行為（土地の権利の取得、伐採、造成、工事等設置に係る事業の全てを含む）をいう。
- (3) 発電事業 発電設備における発電及び売電行為をいう。
- (4) 事業者 設置事業等を行う者をいう。
- (5) 設置場所 発電設備の有無にかかわらず設置事業を実施しようとする全ての場所をいう。
- (6) 地元住民 設置場所が所在する行政区内に居住する者及び設置場所が所在する区域に隣接する区域内に居住する者等をいう。
- (7) 隣接関係者 当該設置事業による自然及び生活環境の改変の影響を受けるおそれがある者等をいう。

(設置事業の届出)

第3条 発電設備の設置事業（屋根に設置する太陽光発電設備は除く）を実施（同一事業者がすでに設置済み、又は施工中の設置事業に接続してさらに事業を行う場合は、その全ての事業を対象とする）しようとする事業者は、設置場所の土地の権利を取得する前に、設置事業計画書（様式第1号）を町長に提出し、協議を行うものとする。

2 すでに土地の権利を取得している事業者にあたっては、伐採、造成等に着手する前に前項の計画書を町長に提出し、協議を行うものとする。

3 事業者は、事業者の氏名及び住所（法人その他団体にあたっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）の変更をしたときは、速やかに事業者変更届出書（様式第2号）を町長に提出するものとする。

(届出の適用範囲)

第4条 前条による届出の適用範囲は、次に掲げる発電設備の設置事業をいう。

- (1) 太陽電池発電設備であって発電端出力50キロワット以上のもの
- (2) 風力設備であって発電端出力20キロワット以上のもの
- (3) 水力発電設備であって発電端出力20キロワット以上及び最大使用水量毎秒1立方メートル以上のもの
- (4) 地熱・温泉発電設備全般
- (5) バイオマス発電設備全般
- (6) 前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として継続的に利用することができるものと認められるものとして政令で定めるもの全般
(発電設備設置基準)

第5条 第3条の届出を行う者は、次の表の左欄に掲げる行為の区分ごとに、当該行為が同表の基準に適合するよう努めるものとする。ただし、他の法令の規定により義務付けられたものがある場合は、当該義務の履行に支障のないよう行うものとする。

行為の区分	発電設備設置基準
発電設備設置事業全般	<ul style="list-style-type: none"> 1 埋蔵文化財の保護、自然及び生活環境の保全並びに災害防止のための措置が適切に図られていること 2 地元住民に対して説明会開催等の調整措置が適切に図られていること 3 地域の資源を持続的に活用するため、無理のない事業計画であること 4 発電設備の維持管理に関する計画があること 5 工事期間中及び発電設備設置後において必要に応じた安全対策をとること 6 周辺地域の自然及び生活環境を保全するために必要であると認めるときは、設置事業着手前後のモニタリングを実施すること 7 前2号に掲げるもののほか当該設置事業の施行に関し必要な措置が適切に図られていること
太陽電池発電設備	<ul style="list-style-type: none"> 1 発電期間終了後に撤去する場合は、撤去工事までを含めた事業計画を明確に提示すること 2 太陽光発電設備の最上部は、出来るだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにすること 3 主要な眺望点や沿線等で周囲の景観へ影響があるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を施すこと

水力発電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 水利関係者との調整を行うこと 2 ダムや護岸工事等による自然及び生活環境への影響を与えないよう配慮すること
地熱・温泉発電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 排水並びに還元水において、自然及び生活環境に影響を与えないよう適切な対策がなされていること 2 計画段階において地域の地熱資源と掘削地点の関係性を示すことが出来ること 3 既存泉源等に影響を与えないようにモニタリング等の環境影響評価を実施し、地域において適切な利用を継続できる計画であること

(事業者の責務)

第6条 事業者は、関係法令を遵守するほか、設置場所及び周辺地域の自然及び生活環境について十分に配慮し、事故、公害及び災害の防止に努めるとともに、地元住民との良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、設置事業の実施に伴い事故等が発生したとき、又は地元住民と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じるように努めなければならない。

(誓約書)

第7条 事業者は、事業の実施に関し設置事業計画書(様式第1号)と合わせて誓約書(様式第3号)を提出しなければならない。ただし、事業内業によっては誓約書の一部を変更し、誓約することが出来る。

(設置事業計画の変更)

第8条 事業者は、第3条の規定により提出した設置事業計画書の内容を変更したときは、速やかに町と協議するとともに、設置事業変更届出書(様式第4号)を町長に提出するものとする。ただし協議により軽微な変更と判断された場合についてはこの限りではない。

(地元住民への説明等)

第9条 事業者は、第3条の規定による届出を行う前に、事業の施工内容等について地元住民及び隣接関係者へ説明会等を開催することとし、理解を得るように努めるものとする。ただし、地域の状況に応じて、地元住民以外にも説明会等を開催するものとする。

2 事業者は、前条の規定による変更の届出を行う前に、地元住民及び隣接関係者へ説明会等を開催することとし、理解を得るよう努めるものとする。ただし、事業内容等の変更が軽微で町長が説明会の開催を要しないと認めたときは、この限りではない。

3 事業者は、前1項の規定により説明会を開催したときは、説明会等実施状況報告

書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

（指導及び助言）

第10条 町長は、第3条及び第8条の規定による事前協議のあった設置事業計画について、関係法令に基づく届出等のほか必要があると認めるときは、適切な措置を取るべく指導及び助言を事業者に対して行うものとする。

（立入調査）

第11条 町長は、この要綱の施行に必要な限度において、関係職員が事業の施行場所等に立ち入り、設置事業の状況を調査させることができるものとする。

（届出受理の通知）

第12条 町長は、当該事業に関する事前の協議が終了したときは、事業者へ届出受理の通知をするものとする。

2 町長は、第8条の規定による設置事業計画の変更がなされたときは、再度、事業者へ届出受理の通知をするものとする。

（モニタリングの実施）

第13条 町長は、前条の規定による通知を行うにあたり、周辺地域の自然及び生活環境を保全するために必要であると認めるときは、設置事業着手前後のモニタリングを事業者に求めることができる。

2 前項のモニタリングは次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

（1）地熱・温泉発電及び土地の掘削を伴う発電は次に定めるところによる。

ア 周辺の既存泉源の温度、湧出量及び泉質等について計測し、町長に報告するものとする。

イ アの計測及び報告は、工事着工前並びに発電開始後の1月後、6月後、1年後及び1年経過するごととする。

（2）前号以外の発電はモニタリング調査内容及び時期について、町長と事前に協議を行い決定し、町長に報告するものとする。

（設置事業の着手及び完了）

第14条 事業者は、設置事業の工事を施工しようとするときは、工事に着手する日の10日前までに工事届出書（様式第6号）を速やかに町長に提出するものとする。

2 設置事業の完了及び着手後の中止並びに再開については、前項の工事届出書（様式第6号）を速やかに町長に提出するものとする。

（発電事業終了後の計画）

第15条 事業者は、発電事業終了後の発電設備の処理について設置事業計画書（様式第1号）と合わせて処理計画書（様式第7号）を町長に提出し、発電事業終了後は周辺地域の環境及び地元住民に配慮した発電設備の処理を行うものとする。

（設置後の現況報告）

第16条 事業者は、発電設備の設置後、発電設備及び設置場所の状況について、現況報告書（様式第8号）を1年に1回町長に提出するものとする。

（事務処理）

第17条 この要綱による事務処理は、商工観光・自然環境課が行うものとする。ただし、第3条及び第8条に規定する協議並びに第10条に規定する指導及び助言については、関係課が行うものとする。

附則

この告示は平成26年12月1日から施行する。